証券コード　5884
2023年９月11日
（電子提供措置の開始日2023年９月5日）

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目２番１号
株 式 会 社 ク ラ ダ シ
代表取締役社長　関 藤 竜 也

# 第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://corp.kuradashi.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クラダシ」または「コード」に当社証券コード「5884」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年９月26日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．日時：2023年９月27日（水曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時15分）

2．場所：東京都港区赤坂五丁目２番20号　赤坂パークビル 13階
TKP赤坂カンファレンスセンター　ホール13D
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

・報告事項　第９期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

・決議事項

議案　取締役５名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面（郵送）において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会におけるお土産等のご用意はございません。

# 議決権行使についてのご案内

後記に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただける場合

### ●「スマート行使」によるご行使 ●

**行使期限**

**2023年9月26日（火曜日）**
**午後6時30分行使分まで**

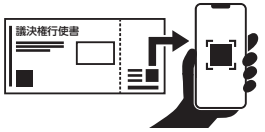


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

**行使期限**

**2023年9月26日（火曜日）**
**午後6時30分行使分まで**

**議決権行使ウェブサイト**

**https://www.web54.net**

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● 書面による議決権行使 ●

**行使期限**

**2023年9月26日（火曜日）**
**午後6時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 当日ご出席いただく場合

### ● 株主総会へ出席 ●

**株主総会開催日時**

**2023年9月27日（水曜日）**
**午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

**ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。**

**株主名簿管理人**
**三井住友信託銀行株式会社　証券代行部**

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について　**0120-652-031**（9:00～21:00）
その他のご照会　**0120-782-031**（平日9:00～17:00）

## ●「スマート行使」によるご行使 ●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

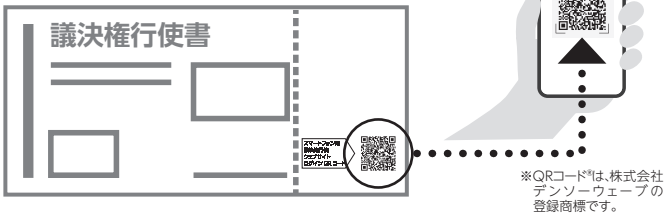


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く

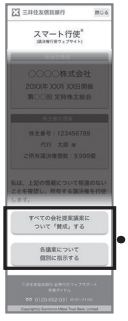

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

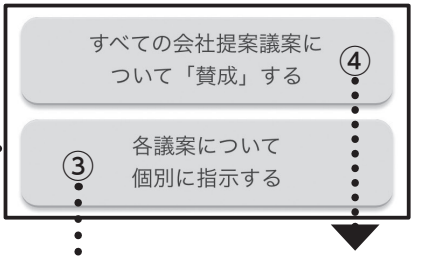


### ③各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④全ての会社提案議案について「賛成」する

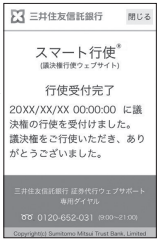


確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

## ● パソコン等によるご行使 ●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

**https://www.web54.net**

### ②ログインする

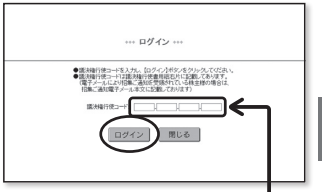


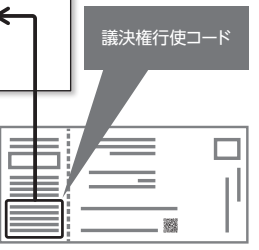


同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

### ③パスワードを入力する

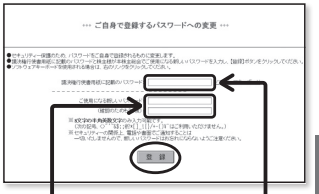


同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

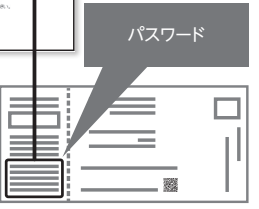


実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

**以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役５名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 【再任】<br>関藤竜也（せきとうたつや）<br>（1971年５月17日生） | 1995年４月　住金物産株式会社（現日鉄物産株式会社）入社<br>2001年６月　デジット株式会社 入社<br>2002年６月　ヒューマンエージェント株式会社　取締役副社長<br>2014年７月　グラウクス株式会社（現当社）設立　代表取締役社長（現任） | 5,035,000 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>関藤竜也氏は、2014年７月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |
| 2 | 【再任】<br>河村晃平（かわむらこうへい）<br>（1985年11月30日生） | 2009年４月　豊田通商株式会社入社<br>2012年４月　豊田通商（中国）有限公司駐在<br>2016年８月　株式会社Loco Partners入社<br>2019年６月　当社取締役<br>2022年７月　当社取締役執行役員CEO（現任） | 510,000 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>河村晃平氏は、2019年６月の取締役就任以来、経営、事業推進部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 【再任】<br>髙杉　慧（たかすぎ　さとし）<br>（1986年7月31日生） | 2011年２月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社<br>2014年９月　公認会計士登録<br>2017年１月　GCA株式会社入社<br>2020年１月　当社取締役<br>2022年７月　当社取締役執行役員CFO コーポレート本部長（現任） | 260,000 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>髙杉慧氏は、2020年１月の取締役就任以来、専門知識と豊富な経験を活かし、コーポレート部門の担当役員として当社における重要な役割を担い、当社の成長に貢献してまいりました。今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |
| 4 | 【再任】<br>徳山　耕平（とくやま　こうへい）<br>（1982年９月21日生） | 2007年４月　株式会社ザイマックス入社　マネージャー<br>2016年７月　株式会社Loco Partners入社　組織デザイン部長（人事・広報）兼営業部長<br>2020年７月　当社人事・広報部（現人事部）長<br>2022年７月　当社取締役執行役員CHRO 人事・広報部（現人事部）長<br>2023年７月　当社取締役執行役員CHRO 人事部長（現任） | 90,000 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>徳山耕平氏は当社における人事・広報、新規事業開発の分野を中心とした豊富な経験と知見を有しております。当社の更なる成長、組織体制と経営体制の一層の強化に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 【再任】<br>柏木（かしわぎ） 彩（あや）<br>(1982年９月４日生) | 2008年４月　リードエグジビションジャパン株式会社（現RX Japan株式会社）入社<br>2011年９月　KPMG Silicon Valley Office入社<br>2014年３月　株式会社マネーフォワード入社<br>2015年12月　同社広報部長<br>2021年12月　Island and Office株式会社　代表取締役（現任）<br>2021年12月　当社社外取締役（現任） | ― |
| | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>柏木彩氏は、金融及び広報に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的に、社外取締役として監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化を期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役関藤竜也氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社Social Goodが保有する株式数を含んでおります。
３．取締役河村晃平氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるACTWELL合同会社が保有する株式数を含んでおります。
４．柏木彩氏は社外取締役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．柏木彩氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年９か月です。
６．当社は柏木彩氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。本議案が承認され、柏木彩氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関しおこなった業務及び不作為に起因した損害賠償金、和解金、争訟費用等が塡補されます。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
８．当社は、取締役の全員との間で、会社法第430条の２第１項に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容とする補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、当社は各候補者との当該補償契約を継続する予定であります。

以　上

# 事　業　報　告

2022年 7 月 1 日から
2023年 6 月30日まで

## 1．会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症にかかる制限が緩和されたことにより、経済活動の正常化と回復の兆しが見られはじめました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や為替相場の大幅な変動による影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の経営環境は、食品のEC市場の動向に影響を受けておりますが、当該市場は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって変化した新しいライフスタイルやワークスタイルにより当該市場への需要が高まり、成長が続いております。今後においてもEC化の流れは続くと予想されることから、食品のEC市場は非常に高い成長ポテンシャルがあると考えております。

このような状況のもと、当事業年度は、前述の新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化に加え、地方自治体との提携・マスメディア向けのイベント等の広報活動、会員のアクティブ率向上施策として、会員限定クーポンの発行、メールマガジン・SNS等を利用した販促活動により、当社のソーシャルグッドなビジネスモデルに共感するエシカル志向のユーザーへの認知度・利用率が高まり、当事業年度末の累計会員数（※１）は、前事業年度末の362,587名から477,552名に増加し、また、当社に商品を納品する累計パートナー企業数（※２）は、前事業年度末の1,054社から1,428社に増加し、より魅力的な商品ラインナップへの拡充が図られております。

更なるユーザー体験の改善を図るためのシステム及びアプリへの開発投資や、業容拡大に耐えうる強固な事業基盤の構築・新規事業への拡大のための積極的な人材登用、また、SNSを利用した広告宣伝活動への投資を継続的に行っております。

その結果、当事業年度の売上高は、2,910,235千円となり、前事業年度と比べ836,551千円の増加（前期比40.3%増）となりました。

また、営業損失は164,154千円、経常損失は171,604千円、当期純損失は167,372千円となりました。

なお、当社は「Kuradashi」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記

載はしておりません。

（※１）当事業年度の末日における会員登録者数
（※２）当事業年度の末日における取引実績のあるパートナー企業数

② 設備投資の状況
当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は44,495千円であり、その主な内容は、「Kuradashi」の機能改善に係る無形固定資産の増加によるものであります。

③ 資金調達の状況
当社は2023年６月30日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。それに伴う新株発行により、総額550百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

### (2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区分＼期別 | 第６期<br>(2020年６月期) | 第７期<br>(2021年６月期) | 第８期<br>(2022年６月期) | 第９期<br>(当事業年度)<br>(2023年６月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 566,178 | 1,263,312 | 2,073,684 | 2,910,235 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 21,729 | 54,487 | △74,716 | △164,154 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 18,597 | 60,706 | △74,464 | △171,604 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 5,671 | 34,060 | △80,276 | △167,372 |
| １株当たり当期純利益又は<br>１株当たり当期純損失（△）(円) | 0.66 | 3.95 | △9.17 | △17.40 |
| 総資産 | 215,053 | 430,481 | 1,052,615 | 1,342,715 |
| 純資産 | 37,733 | 71,794 | 641,517 | 1,024,305 |

(注) 当社は2021年９月29日付で普通株式１株につき10,000株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① フードロス市場の拡大

2023年6月現在、農林水産省及び環境省の推計によると、日本では、まだ食べられるものの廃棄される食品、いわゆる「フードロス」が食品製造業、食品卸売業、食品小売業合計で年間2,000千トン（※１）発生しているといわれております。当社が削減した食品ロス量の占有率は1%未満と大きく伸びしろを残していると考えております。当社は問題なく消費できるが廃棄されてしまう商品を価値あるものに変え、中古でも新品でもない商品を市場に提供する1.5次流通を創出し、市場規模拡大の取り組みを行っており、リーディングカンパニーとして市場を牽引する立場であり続けることが当社の成長においても重要であると考えております。

（※１） 農林水産省「食品ロス量の推移（平成24～令和３年度）」

② サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、「Kuradashi」のブランディング及び認知度の向上が重要な課題であると認識しております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

③ 優良パートナー企業の獲得

当社が継続的に成長するためには、優良なパートナー企業の獲得が重要な課題であると認識しております。従来より、金融機関・自治体・大手企業等によるビジネスマッチングを通じたパートナー企業獲得に取り組んでまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

④ 優秀な人材の採用と育成

今後の成長を推進するにあたり、優秀な人材を適時に採用することが重要な課題であると認識しているため、採用の強化及び研修制度の充実化に努めてまいります。今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針であります。

⑤ 技術力の強化について

当社は、インターネット上でサービスを提供しており、サービス提供に関するシステムを安定的に稼働させることが事業運営上、重要であると認識しております。会員数の増加に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化等、継続的にシステムの安定性確保に努めてまいります。

また、先端技術への投資に注力し、更なるサービス向上に努めてまいります。具体的には、パートナー企業、当社、会員間のデータを一元管理し、生産計画・需給バランスを予測可能な仕組みを導入することを検討しております。

⑥　サービスの安全性及び健全性の確保

Eコマースサービスやソーシャルメディア等が普及していくにしたがい、インターネット上のサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりをみせております。当社は、サービスの安全性、健全性確保に継続的に取り組んでまいります。

⑦　情報管理体制の強化について

当社は、システム開発やシステム運用、またはサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱っており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報システム管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育、研修の実施やシステムの整備を継続してまいります。

⑧　内部管理体制の強化について

当社は、成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑨　利益の創出

当社は、2021年６月期まで営業利益を計上しておりましたが、事業拡大を目指し認知拡大のための広告宣伝活動に積極的に投資を行った結果、2022年６月期及び2023年6月期は営業損失を計上しております。

当社の事業拡大には、フードロスという社会課題の認知度向上及びフードロス削減におけるプレーヤーとしての当社の認知度向上が不可欠であるため、第三者割当有償増資によ

り調達した資金を認知度向上に投資してまいりましたが、フードロス削減におけるプレーヤーとして第一想起される認知を確立したうえで、今後は効率的な広告宣伝活動へと注力することで規律ある固定費の支出を行い、利益の創出を図ってまいります。

⑩　財務上の課題

当社は、基本的に自己資金による安定的な財務基盤を確保しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、資金需要が発生する可能性があることから、内部留保の確保により、さらに財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金確保と金融機関からの融資等を選択肢とする等により多様な資金調達を図ってまいります。

### (5) 主な事業内容（2023年６月30日現在）

ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」の運営

### (6) 主な営業所（2023年６月30日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都品川区上大崎三丁目２番1号 |

### (7) 使用人の状況（2023年６月30日現在）

| 使用人数 | | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 使用人数 | 前期末比増減 | | |
| 39（6）名 | 0（1）名増 | 35.1歳 | 1.7年 |

（注）使用人数には就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均雇用人員数を（ ）内に外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（2023年６月30日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 31,524千円 |
| 株式会社東日本銀行 | 14,480千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 13,450千円 |
| 芝信用金庫 | 4,471千円 |

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年６月30日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2．株式の状況（2023年６月30日現在）

**（1）発行可能株式総数**　31,300,000株

**（2）発行済株式の総数**　10,763,358株

**（3）株主数**　6,006名

**（4）大株主の状況（上位10位の株主）**

| 株　主　名 | 持　株　数 | 持　株　比　率 |
|---|---|---|
| 合同会社Social Good | 5,035,000株 | 51.4% |
| ACTWELL合同会社 | 510,000株 | 4.7% |
| 新生ベンチャーパートナーズ２号投資事業有限責任組合 | 378,214株 | 3.5% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 333,900株 | 3.1% |
| HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合 | 302,572株 | 2.8% |
| 髙　杉　　慧 | 260,000株 | 2.4% |
| ロート製薬株式会社 | 151,286株 | 1.4% |
| 大　沢　　亮 | 90,000株 | 0.8% |
| 徳　山　耕　平 | 90,000株 | 0.8% |
| 池森ベンチャーサポート合同会社 | 75,643株 | 0.7% |
| SGインキュベート第１号投資事業有限責任組合 | 75,643株 | 0.7% |

（注）１．自己株式は所有しておりません。
２．合同会社Social Goodは、当社代表取締役である関藤竜也が株式を所有する資産管理会社であります。同社は、2023年8月1日付で、当社株式の東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う当該親会社以外の支配株主のオーバーアロットメントによる売出しに伴う保有株式の一部貸出しにより、親会社以外の支配株主に該当しないこととなりました。
３．ACTWELL合同会社は、当社取締役である河村晃平が株式を所有する資産管理会社であります。

**（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

### （1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年11月25日 | 2022年２月18日 | 2022年9月28日 |
| 新株予約権の数（個） | | 13,640（注）１ | 428,000（注）１ | 272,300（注）１ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | | 普通株式13,640株（注）１ | 普通株式428,000株（注）１ | 普通株式272,300株（注）１ |
| 新株予約権の発行価額（円） | | 新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない | 新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない | 新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない |
| 新株予約権の行使期間 | | 2023年11月25日から2031年11月24日まで | 2024年２月18日から2032年２月17日まで | 2024年9月28日から2032年9月27日まで |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円） | | 新株予約権１個当たり 68円（１株当たり 68円） | 新株予約権１個当たり 68円（１株当たり 68円） | 新株予約権１個当たり180円（１株当たり 180円） |
| 新株予約権の行使の条件 | | （注）２ | （注）２ | （注）２ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 8,530個<br>目的となる株式数 8,530株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 377,810個<br>目的となる株式数 377,810株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 56,010個<br>目的となる株式数 56,010株<br>保有者数 3名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 | 株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名 |

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の主な行使の条件
新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた上で、発行要領に記載の本新株予約権を行使することができる期間中に行使する場合にはこの限りではない。
② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の

子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③　本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

3．第1回新株予約権、第2回新株予約権につきましては、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権が含まれています。

### （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2022年9月28日 |
| 新株予約権の数（個） | | 272,300（注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | | 普通株式272,300株（注）１ |
| 新株予約権の発行価額（円） | | 新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない |
| 新株予約権の行使期間 | | 2024年9月28日から<br>2032年9月27日まで |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円） | | 新株予約権１個当たり　180円<br>（１株当たり　180円） |
| 新株予約権の行使の条件 | | （注）２ |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数　219,950個<br>目的となる株式数　219,950株<br>交付者数　34名 |

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の主な行使の条件
新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。
① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた上で、発行要領に記載の本新株予約権を行使することができる期間中に行使する場合にはこの限りではない。
② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

### （3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員の状況

### （1）取締役及び監査役の状況（2023年６月30日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 関　藤　竜　也 | |
| 取　締　役 | 河　村　晃　平 | 執行役員CEO |
| 取　締　役 | 髙　杉　　慧 | 執行役員CFO コーポレート本部長 |
| 取　締　役 | 徳　山　耕　平 | 執行役員CHRO 人事・広報部長 |
| 取　締　役 | 柏　木　　彩 | Island and Office株式会社　代表取締役 |
| 常勤監査役 | 田　上　沙　織 | 公認会計士 |
| 監　査　役 | 小　川　敬　介 | 株式会社Sustech　管理部長<br>米国公認会計士（NY州） |
| 監　査　役 | 堀　口　拓　也 | レックス法律事務所<br>弁護士 |

（注）１．取締役柏木彩氏は、社外取締役であります。
２．監査役田上沙織氏、小川敬介氏及び堀口拓也氏は、社外監査役であります。
３．当社は取締役柏木彩氏、監査役田上沙織氏、小川敬介氏及び堀口拓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役田上沙織氏及び小川敬介氏は、それぞれ、公認会計士及び米国公認会計士（NY州）の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役堀口拓也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法令に関する相当程度の知見を有するものであります。

### （2）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である柏木彩並びに監査役である田上沙織氏、小川敬介氏及び堀口拓也氏と会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

### （3）補償契約の内容の概要

当社は、取締役の全員及び監査役の全員との間で、会社法第430条の２第１項に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する内容とする補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行

の適正性が損なわれないようにするため、不正な利益を図り若しくは当社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供や報告を怠り若しくは遅延した場合、またはその職務を行うにつき悪意または重過失があった場合等には、補償の対象としないこと等としております。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社における役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合の従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金の損害が補填されることになります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

**(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ａ．基本方針

当社の役員の報酬等につきましては、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準で支給することを基本方針としております。当該方針は役員報酬細則に定めており、当該細則は取締役会で決議しております。当該細則には、各取締役の役位別に報酬の上限及び下限（以下、「レンジ」といいます。）が定められており、当該レンジ内且つ株主総会の決議内容に基づいた報酬限度額の範囲内で支給することとしております。当社の役員の報酬等は、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬等である新株予約権で構成されております。

ｂ．取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

イ　基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役に対する基本報酬は、毎月定額で支給される固定の月額報酬としております。その決定に際しては、役位、職責、在任期間、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。更に、毎年評価を行い、継続的に事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためにも、前事業年度の業績も適正な水準の範囲内で反映する方針であります（なお、独立性を確保するために社外取締役は除く）。

ロ　業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では具体的な経営指標を指針として算定される業績連動報酬は採用しない方針としております。

ハ　非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対する非金銭報酬等は、新株予約権としております。取締役に中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて支給する方針としております。

なお、割当の方法は当社と各取締役の間で新株予約権割当契約書を締結するものとしております。各取締役は、割当を受けた新株予約権について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないものとし、各取締役が当社の地位を退任した場合には、本新株予約権は消滅したものとみなすこととしております。

ニ　基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記記載のある「基本報酬（金銭報酬）」と「非金銭報酬等」で構成されており、その割合に関しては、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とする方針としております。

c．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の決定に関しては、取締役会は報酬原案の作成を代表取締役社長に一任しております。取締役会にて決議している役員報酬細則には、各取締役の役位別に報酬のレンジが定められており、代表取締役社長は、当該役員報酬細則に定められたレンジの範囲内で、役職、職責、在任期間、従業員の給与水準等を総合的に勘案し原案を作成いたします。その原案をもとに社外取締役と協議し、最終的に代表取締役社長が個人別の報酬等を決定しております。

上記のプロセスを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が取締役会が決議した役員報酬細則に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため、取締役の個人別の報酬原案の作成を取締役会は代表取締役社長である関藤竜也に一任しております。

その原案をもとに代表取締役社長は社外取締役と協議し、最終的に代表取締役社長が個人別の報酬等を決定しております。

また、当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2022年7月22日開催の取締役会において取締役の報酬の算定について、代表取締役社長に一任する旨を決議しております。また、2022年９月28日開催の臨時取締役会において、各取締役（社外取締役を除く。）の新株予約権の割当個数を決定しております。

監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

なお、当社には役員退職慰労金制度はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 89,388<br>(1,200) | 89,388<br>(1,200) | —<br>(—) | —<br>(—) | 5<br>(1) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 10,710<br>(10,710) | 10,710<br>(10,710) | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3) |

（注）１．取締役の報酬限度額は、2022年７月12日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は１名）です。

２．監査役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

### (6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区　　分 | 氏　　名 | 兼職する法人等 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 取　締　役 | 柏　木　　彩 | Island and Office株式会社 | 代表取締役 |
| 監　査　役 | 小　川　敬　介 | 株式会社Sustech | 管理部部長 |
| 監　査　役 | 堀　口　拓　也 | レックス法律事務所 | 弁護士 |

(注) 1．当社と取締役及び監査役が兼職する法人等との間に取引実績その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 柏　木　　彩 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融及び広報に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関する発言を適宜行っております。 |
| 監　査　役 | 田　上　沙　織 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての会計及び財務に関する高度な知見と経験に基づき、主に会計的な見地から適宜発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 小　川　敬　介 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、米国公認会計士（NY州）としての会計及び財務に関する高度な知見と経験に基づき、主に会計的な見地から適宜発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 堀　口　拓　也 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的な知見に基づき、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制に関する発言を適宜行っております。 |

## 5．会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

### (6) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## 6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### （1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2022年４月20日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。2022年４月20日開催の取締役会において決議され、現在運用している内容は下記のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

2．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

3．取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

4．監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

5．社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。

6．職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

7．必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。

8．個人情報保護管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1．文書保管管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

2．社内情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

2．災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。

2．取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織管理規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1．監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

⑥　当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1．監査役の補助者に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととする。

2．監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

⑦　監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1．監査役の補助者は、監査役に同行して取締役会及びその他の重要会議に出席する機会を確保する。

2．監査役の補助者は監査役に同行して、取締役や監査法人と定期的に意見交換をする場に参加することができるようにする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1．取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

2．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

⑨　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1．内部通報があった場合には当社常勤監査役に対してすみやかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告することとする。

2．内部通報制度規程において内部通報者への不利な扱いを禁止し、不利な扱いをした場合には就業規則に従って懲戒されることとする。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1．監査役のその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求が監査役の職務執行に関連するものではないと認められるときを除き、会社が負担するものとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

2．監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。

3．監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

4．監査役は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

1．財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

⑬　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

2．反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役５名で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。

② 監査役の監査

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されております。監査役会は、原則月１回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査の実施

当社の内部監査は、専任の内部監査担当者を配置しておりませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役により指名された内部監査担当者２名により、全部署に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役、常勤監査役、各部部長、内部監査担当者により構成されており、原則として３か月に１回開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

## 7．剰余金の配当等の決定に関する決定方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えているため、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

# 貸 借 対 照 表

2023年６月30日現在

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| **【資産の部】** | | **【負債の部】** | |
| **流動資産** | **1,231,351** | **流動負債** | **280,293** |
| 現金及び預金 | 1,048,856 | 買掛金 | 87,193 |
| 売掛金 | 37,071 | 未払金 | 26,405 |
| 商品及び製品 | 115,458 | 未払費用 | 102,972 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,842 | 未払法人税等 | 12,357 |
| 前払費用 | 14,254 | 契約負債 | 7,037 |
| 未収入金 | 13,868 | 預り金 | 10,900 |
| **固定資産** | **111,364** | １年内返済予定の長期借入金 | 25,808 |
| **有形固定資産** | **14,543** | その他 | 7,618 |
| 建物 | 11,827 | **固定負債** | **38,117** |
| 工具、器具及び備品 | 2,716 | 長期借入金 | 38,117 |
| **無形固定資産** | **72,951** | **負債合計** | **318,410** |
| ソフトウェア | 57,355 | **【純資産の部】** | |
| ソフトウェア仮勘定 | 15,596 | **株主資本** | **1,024,305** |
| **投資その他の資産** | **23,869** | **資本金** | **310,080** |
| 長期前払費用 | 1,355 | **資本剰余金** | **915,969** |
| 敷金及び保証金 | 14,904 | 資本準備金 | 608,029 |
| 繰延税金資産 | 7,608 | その他資本剰余金 | 307,939 |
| その他 | 1 | **利益剰余金** | |
| | | その他利益剰余金 | △201,744 |
| | | 繰越利益剰余金 | △201,744 |
| | | **純資産合計** | **1,024,305** |
| **資産合計** | **1,342,715** | **負債及び純資産合計** | **1,342,715** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

自　2022年 7 月 1 日
至　2023年 6 月30日

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **2,910,235** |
| **売上原価** | | **1,611,641** |
| 商品期首棚卸高 | | 64,360 |
| 当期商品仕入高 | | 1,662,740 |
| 合計 | | 1,727,100 |
| 商品期末棚卸高 | | 115,458 |
| **売上総利益** | | **1,298,593** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,462,748** |
| **営業損失（△）** | | **△164,154** |
| **営業外収益** | | |
| 協賛金収入 | 5,800 | |
| 国庫補助金受贈益 | 5,978 | |
| その他 | 3,844 | 15,623 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 330 | |
| 株式交付費 | 3,057 | |
| 上場関連費用 | 12,608 | |
| 固定資産圧縮損 | 5,978 | |
| その他 | 1,098 | 23,073 |
| **経常損失（△）** | | **△171,604** |
| **税引前当期純損失（△）** | | **△171,604** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,376 | |
| 法人税等調整額 | △7,608 | △4,232 |
| **当期純損失（△）** | | **△167,372** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自　2022年 7 月 1 日
至　2023年 6 月30日

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 35,000 | 332,949 | 307,939 | 640,889 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 275,080 | 275,080 | | 275,080 |
| 当期純損失（△） | | | | |
| 当期変動額合計 | 275,080 | 275,080 | － | 275,080 |
| 当期末残高 | 310,080 | 608,029 | 307,939 | 915,969 |

| | 株主資本 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | △34,372 | △34,372 | 641,517 | 641,517 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | 550,160 | 550,160 |
| 当期純損失（△） | △167,372 | △167,372 | △167,372 | △167,372 |
| 当期変動額合計 | △167,372 | △167,372 | 382,787 | 382,787 |
| 当期末残高 | △201,744 | △201,744 | 1,024,305 | 1,024,305 |

# 個別注記表

## Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

①　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・　商品及び製品　　先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・　原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産
（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
・建物　２～15年
・工具、器具及び備品　２～３年

②　無形固定資産
（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．繰延資産の処理方法

・　株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

4．引当金の計上基準

・　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、貸倒実績がないため、計上しておりません。

5．収益及び費用の計上基準

・　顧客との契約から生じる収益

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

（1）商品の販売

当社は、顧客に商品を販売しております。当販売にかかる履行義務は、顧客へ商品を引き渡した時点で充足されますが、出荷時点から当該商品の支配が移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

（2）広告関連サービス

当社は、取引先との契約に基づき広告関連サービスを提供しており、取引先に対して成果物を納品する義務を負っています。当該履行義務は、取引先に対する成果物の納品時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

## Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## Ⅲ　会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

（1）当事業年度の貸借対照表に計上した金額

（単位：千円）

| 科目 | 当事業年度<br>（2023年６月30日） |
|---|---|
| 繰延税金資産 | 7,608 |

（2）識別した重要な会計上の見積りに関する情報

繰延税金資産は、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断して計上しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、売上予測の基礎となる新規会員獲得数、アクティブ率、1人当たり購入回数、1人当たり購入金額であります。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## Ⅳ　貸借対照表に関する注記

（有形固定資産の減価償却累計額）

（単位：千円）

| 科目 | 当事業年度<br>（2023年６月30日） |
|---|---|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,485 |

## Ⅴ　損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 8,630,000 | 2,133,358 | — | 10,763,358 |
| A種優先株式 | 983,358 | — | 983,358 | — |
| 合計 | 9,613,358 | 2,133,358 | 983,358 | 10,763,358 |

（注１）普通株式の増加は、公募により1,150,000株の募集株式の発行を実施したことによる増加が含まれております。

（注２）2023年２月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年３月７日で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式１株につき、普通株式１株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

## Ⅶ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 固定資産除却損 | 2,346千円 |
| 減価償却超過額 | 2,004千円 |
| 敷金減価償却超過額 | 3,991千円 |
| 未払寄附金 | 323千円 |
| 未払金 | 2,449千円 |
| 繰越欠損金 | 51,423千円 |
| 繰延税金資産小計 | 62,539千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △47,088千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △7,415千円 |
| 評価性引当額 | △54,504千円 |
| 繰延税金資産合計 | 8,034千円 |

繰延税金負債

| | |
|---|---|
| 労働保険料認容 | △426千円 |
| 繰延税金負債合計 | △426千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 7,608千円 |

## Ⅷ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達につきましては銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。当該借入は、固定金利であるた

め金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2023年６月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額（※） | 時価（※） | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 敷金及び保証金 | 14,904 | 14,923 | 18 |
| (2) 長期借入金 | (63,925) | (63,576) | △348 |

(注１) 負債に計上されているものについて、(　) で示しております。
(注２) １年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 敷金及び保証金 | ― | 14,923 | ― | 14,923 |
| 長期借入金 | ― | 63,576 | ― | 63,576 |

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時

価に分類しております。

## Ⅸ　収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類に基づき分解した売上高は以下のとおりであります。

当事業年度（自　2022年７月１日　至　2023年６月30日）

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 商品販売 | 2,830,197 |
| 広告関連サービス | 23,320 |
| その他 | 56,718 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,910,235 |
| その他の収益 | － |
| 外部顧客への売上高 | 2,910,235 |

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約負債の残高は次のとおりであります。

| 区分 | 当事業年度<br>(2023年６月30日) |
|---|---|
| 契約負債（期首残高） | 16,901 |
| 契約負債（期末残高） | 7,037 |

契約負債は主に、商品の引渡前又はサービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。

なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## Ⅹ　１株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額　95円17銭

② １株当たり当期純損失　17円40銭

## Ⅺ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年８月16日

株式会社クラダシ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　香 山　良
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柄 澤　涼

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クラダシの２０２２年７月１日から２０２３年６月３０日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年７月１日から2023年６月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年８月17日

株式会社クラダシ　監査役会

常勤社外監査役　田　上　沙　織　㊞

社外監査役　小　川　敬　介　㊞

社外監査役　堀　口　拓　也　㊞

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂五丁目２番20号　赤坂パークビル 13階
TKP赤坂カンファレンスセンター　ホール13D
TEL 03−5545−8135

※　駐車場のご用意はございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
交通　東京メトロ千代田線　　「赤坂駅」　３b出口から徒歩５分